
言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに
障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

【 逐 条 解 説 】



平成30年5月

目 次

前 文	1
第 1 条（定義）	5
第 2 条（基本理念）	8
第 3 条（府の責務）	10
第 4 条（府民の役割）	11
第 5 条（聴覚障害者関係団体の役割）	12
第 6 条（事業者の役割）	13
第 7 条（社会福祉を目的とする事業を經營する者の役割）	15
第 8 条（学校等の役割）	16
第 9 条（障害者計画）	18
第 10 条（府民の理解を深めるための措置）	19
第 11 条（学習の機会の提供等）	20
第 12 条（コミュニケーション手段を使用した府政情報の提供等）	23
第 13 条（情報の提供等）	25
第 14 条（人材の確保等）	26
第 15 条（調査研究の推進）	27
第 16 条（財政上の措置）	28
附 則	29

<参考資料>

言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人と
が支え合う社会づくり条例【概要】

(前文)

全ての人が、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合い、信頼関係を築きながら心豊かに暮らす共生社会の実現は、府民の願いである。

手話は、聞こえない人が受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系を有する言語である。京都府では、日本初の聞こえない子どもたちのための教育機関である「京都盲啞（あ）院」を設立し、互いに意思や感情を伝え合うための「ことば」として手話が用いられた。「口話法」の普及により、教育の場で自由に手話が使われなくなってからも、手話は、聞こえない人の共同体の中で大切に守られ、受け継がれてきた。

また、京都府では、聞こえない人の暮らしの困難さに共感した聞こえる人が、聞こえない人の「ことば」である手話を学ぼうとしたことをきっかけに、全国で初めて手話サークルが設立され、市民活動として全国に広がったところである。

このように、京都府では、聴覚障害者福祉の分野で、全国に先駆けた数々の取組を実現してきた。

しかしながら、今なお聞こえに障害のある人が、「ことば」として手話を身に付け、手話を用いて学び、手話を使って意思疎通を行う環境が十分に整っているとはいえない。また、手話、要約筆記、触手話、筆談等のコミュニケーション手段について社会の理解が不十分であり、聞こえに障害のある人が地域社会で暮らす上で困難や不便が生じている。

こうした状況を受け、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例等の趣旨を踏まえ、手話は言語であり、誰しもが自ら選択したコミュニケーション手段により、情報を受け取り、意思を表現し、意見を表明することが必要であるとの認識の下に、言語としての手話の普及を図るとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聞こえの障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う「聞こえの共生社会」の推進に関する基本理念等を定め、その取組を府、府民、事業者、市町村等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

【趣 旨】

- 前文では、府民へのメッセージとして、全ての府民が相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解しあい、信頼関係を築きながら心豊かに暮らす地域社会の実現を目指したこの条例の趣旨を明らかにしています。

【解 説】

- 前文は、規範性を持つものではありませんが、条例の一部をなすものであり、各条文は、前文の趣旨に沿って運用される必要があります。

○ 京都府では、聴覚障害に関し、全国に先駆けた取組を多く行ってきました。

年 号	京都府内の動き	備 考
1873年 (明治6年)	待賢小学校院瘖哑教場(いんあきょうじょう)が開設	
1878年 (明治11年)	古河太四郎氏が京都府立京都盲哑院を創設	日本初の聾学校
1956年 (昭和31年)	京都府身体障害者福祉センターにろうあ者更生施設併設開所	
1963年 (昭和38年)	京都市手話学習会「みみずく」が結成	日本初の手話サークル
1969年 (昭和44年)	京都ろうあセンター開所	
1978年 (昭和53年)	京都聴覚言語障害者福祉協会が法人認可	
1982年 (昭和57年)	いこいの村栗の木寮が開所	日本初の重度重複聴覚障害者の入所授産施設
2003年 (平成15年)	京都嵐山に全国手話研修センターが開所	
2007年 (平成19年)	聾学校に聴覚支援センターを設置	
2015年 (平成27年)	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行	
	京都府聴覚言語障害センターが開所	

○ 京都は、日本の聾学校発祥の地です。聾教育の場で、手話は互いに意思や感情を伝え合うための「ことば」として成立し、初めて聞こえない人の共同体が形成されたと言われています。聾教育で「口話法」（聴覚障害者に対して音声言語に基づいて言語を教える方法で、話し手の口の動きを読み取ったり、発語の訓練を行う）が導入された後も、手話はろう者の中で大切に守られてきました。

○ また、聞こえない人の暮らしの困難さに心を寄せた聞こえる人が、聞こえない人のことばである手話を学び、聞こえない人たちの問題は、聞こえる自分たちにも共通した問題だと考えたことをきっかけに、日本初の手話サークルである京都市手話学習会「みみずく」が設立されました。こうした市民活動は、ろう者、難聴者、中途失聴者、ろう重複障害者、健聴者が、互いの暮らしの問題への共感を軸に、人々の豊かなコミュニケーションが尊重される地域社会づくりを展開する動きへと発展していき、京都府では、聴覚障害者福祉の分野で常に全国に先駆けた数々の取組を実現してきました。

○ 一方で、平成26年1月20日、日本が批准した「障害者の権利に関する条約」には、言語に手話を含むことが明記され、障害のある人が自ら選択した意思疎通の手段により、情報を受け取り、意思を表現し、意見を表明する自由についての権利が規定されています。

【参 考】

障害者の権利に関する条約（抜粋）

第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。（略）

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 略

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c)～(d) 略

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

- さらに、障害者基本法においても、言語に手話を含むことや、可能な限り、国及び地方公共団体が、障害者が円滑に情報を取得、利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるようにするための必要な施策が講じられなければならないことが規定されています。

【参 考】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抜粋）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一～二 略

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第二十二条（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 手話は、ろう者が日常生活や社会生活で用いる日本語とは異なった独自の体系を持つ言語です。
- しかしながら、現在でも、手話が言語であるという認識が社会に広まっているとは言えず、聴覚障害者が手話を身につける環境や、手話で学び、手話で意思疎通を図る環境が整っているとはいえない状況です。
- また、以下の事例が示すとおり、聴覚障害者や手話、要約筆記、触手話、筆談等のコミュニケーション手段について社会の理解が進んでいない状況にあり、聴覚障害者が地域社会で暮らす上で困難や不便が生じています。

【事例1】 診察に同行した手話通訳者に対して、医師が「家族ですか?」「友人ですか?」「日本語は通じますか?」などと尋ね、手話通訳者への理解が全くされていない。

【事例2】 医療機関を受診した際に、医師や看護師がマスクを着けたままなので口の動きが見えず、話しているのかどうか分からない。

【事例3】 通信販売を利用した際に、聞こえないことを伝えたにも関わらず、電話で本人確認をされる。

【事例4】 耳マークのおいてある窓口で、耳マークを指さして聞こえないため筆談をしてほしいことを伝えても、耳マークの意味を理解してもらえない。

【事例5】 触手話への理解が広がらない。男性の盲ろう者に女性の通訳介助員が触手話で話していると、周囲から誤解されることがある。

【事例6】 聴覚障害者が多く参加する集会で、要約筆記のスクリーンが小さく見にくかった。席も一部に限定されていた。

『手話言語及び情報コミュニケーションに関する検討会議報告とりまとめ』から抜粋

- こうした状況を踏まえ、言語としての手話の普及を図るとともに、聴覚障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聞こえの障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う「聞こえの共生社会」の推進に関する基本理念等を定め、その取組を府、府民、事業者、市町村等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することを規定しています。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障害者 聴覚の機能の障害がある者であつて、当該障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) コミュニケーション手段 手話、要約筆記（口述を要約して文字で表示することにより聴覚障害者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）、触手話（盲ろう者（視覚の機能の障害がある聴覚障害者であつて、その視覚又は聴覚の機能の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）が意思疎通を図るための手段であつて、手話を行っている者の手に触れることにより行うものをいう。以下同じ。）その他の聴覚障害者の意思疎通のための手段をいう。

(3) 聴覚障害者関係団体 次に掲げる団体をいう。

ア 聴覚障害者の社会参加及び自立を促進することを目的とする団体であつて、聴覚障害者をその構成員とするもの

イ 手話を通じてろう者（手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。以下同じ。）等と交流することを目的とする団体であつて、手話について学習する者をその構成員とするもの

ウ 要約筆記の活動を通じて難聴者（補聴器の装着等聴覚の機能を補完するための措置を講じることにより音声言語を意思疎通のための主たる手段として使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者（ろう者を除く。）をいう。以下同じ。）、中途失聴者（かつて聴覚の機能の障害がなかったことがある聴覚障害者（ろう者を除く。）をいう。以下同じ。）等と交流することを目的とする団体であつて、要約筆記について学習する者をその構成員とするもの

エ その他手話が言語であることについて府民の認識を深めるための活動又は聴覚障害者とその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用するための支援を行う民間の団体

【趣 旨】

○ 本条は、この条例において必要な用語の定義を明らかにしています。

【解 説】

（第1号関係）

○ この条例における「聴覚障害者」の範囲を明らかにしています。この条例において「聴覚障害者」とは、障害者基本法における「障害者」の定義に鑑み、障害の程度や

身体障害者手帳の有無等にかかわらず、聴覚障害のある人を幅広く対象としています。

- なお、障害者基本法における「障害者」は、障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を反映したものです。

【参 考】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（第2号関係）

- 聴覚障害者と一口に言っても、ろう者（手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者）、難聴者（補聴器や人工内耳などを装用することによって、音声言語を意思疎通のための主たる手段として使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者）、中途失聴者（音声言語を獲得した後失聴した聴覚障害者）、盲ろう者（視覚の機能にも障害がある聴覚障害者）等、聴覚障害の程度や失聴時期、教育歴及び重複する障害の有無、コミュニケーションの場面や内容等に応じて、手話、要約筆記、触手話、筆談等様々なコミュニケーション方法を複合的に利用して意思疎通を行うことが多いです。聴覚障害者の利用する様々なコミュニケーション方法について、この条例上「コミュニケーション手段」と定義しています。

<主なコミュニケーション手段>

コミュニケーション手段	内容
手話	手や指、体の動きなどにより意思を伝えるコミュニケーション手段のことです。
筆談	お互いに紙などに書いて、言いたいことを伝えます。
要約筆記	音声の話の内容を要約して文字にして表示することにより、聴覚障害者のコミュニケーションを支援することです。難聴者や中途失聴者のコミュニケーションや情報取得に特に有効な方法です。
触手話	手話をしている手に直接触れて話を読み取ることによりコミュニケーションをとることをいいます。盲ろう者とのコミュニケーション

	ョン方法の一つです。
--	------------

※他にもジェスチャー、口話、空書など様々な方法があります。

(第3号関係)

- この条例において「聴覚障害者関係団体」とは、以下ア～エを想定しています。
 - ア 聴覚障害者当事者団体
 - イ 手話サークル
 - ウ 要約筆記サークル
 - エ その他聴覚障害者の支援を行う民間の団体

(基本理念)

第2条 聞こえの共生社会（言語としての手話が普及するとともに、聴覚障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聴覚の機能の障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての聴覚障害者が、聴覚障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 言語としての手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならないこと。
- (2) 全て聴覚障害者は、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

【趣 旨】

- この条例では、言語としての手話が普及するとともに、聴覚障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聴覚の機能の障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う社会を「聞こえの共生社会」と言います。
- 本条は、「聞こえの共生社会」を実現していく上での、基本的な考え方を定めたものです。

【解 説】

- 基本理念は、直接に実体的な効力を生じさせるものではありませんが、この条例を運用する上での指針となる重要な規定です。
- 柱書き部分で、全ての聴覚障害者が、聴覚障害者でない者と等しく、権利の主体であることを確認した上で、第1号及び第2号で具体的な事項を規定しています。

(第1号関係)

- 手話は、独自の体系を持つ言語であり、ろう者の文化的所産であるとの認識の下に、普及すべきことを規定しています。

(第2号関係)

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害のある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について規定されています。また、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」(以下、「社会づくり条例」という。)においても、障害のある人に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、障害を理由に不利益な取扱いをすることを、京都府及び事業者に禁止するとともに、合理的配慮の提供について規定しています。

【障害者差別解消法等による規定】

- 不当な差別的取扱い→障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のこと。
※ 社会づくり条例では「不利益取扱い」といいます。
- 合理的配慮→障害のある人が、毎日の生活を送る上で支障となるバリアをなくすための配慮を、それを行うための負担が重すぎることにならない範囲で提供すること。

	行政機関等(※1)	事業者
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力する(※2)

※1 社会づくり条例では、京都府のみを対象としています。

※2 労働・雇用の場では、雇用主である事業者は、障害のある従業員に対して合理的配慮をしなければなりません。

- 上記法令の趣旨を踏まえ、聴覚障害者に対して合理的配慮の提供を行うとともに、聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるべきことを旨として、「聞こえの共生社会」の推進を行わなければいけないことを規定しています。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、聞こえの共生社会を推進するための施策（以下「聞こえの共生社会推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、聞こえの共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、聴覚障害者関係団体、事業者、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

【趣 旨】

○ 本条では、京都府の責務を規定しています。

【解 説】

(第1項関係)

○ 府の責務として、基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に策定し実施するものとします。

(第2項関係)

○ 聞こえの共生社会推進施策の策定及び実施に当たり、府民、聴覚障害者関係団体、事業者、学校等、市町村等と連携・協働して取り組むものとします。

(府民の役割)

第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

- 府民が、手話や聴覚障害について正しく理解し、聴覚障害の特性により、多様なコミュニケーション手段があることを認識することが、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくりには不可欠であることから、この条例における、府民に期待される役割を規定しています。

【解 説】

- 府民が、第2条の基本理念に関心と理解を深めるとともに、聞こえの共生社会を推進するための施策の推進に協力するよう努めることを規定しています。

(聴覚障害者関係団体の役割)

第5条 聴覚障害者関係団体は、基本理念にのっとり、手話が言語であることの重要性及び聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができることの重要性について、府民、事業者等の理解を深めるため、必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

2 聴覚障害者関係団体は、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

- 本条では、第1条第3号に規定する、聴覚障害者関係団体（聴覚障害者当事者団体、手話サークル、要約筆記サークル、その他聴覚障害者の支援を行う民間の団体）の役割について規定しています。

【解 説】

(第1項関係)

- この条例における、聴覚障害者関係団体の役割を規定しています。
- 手話サークルや要約筆記サークルは、聴覚障害のない人が手話や要約筆記などについて学び、聴覚障害者の暮らしや不自由さを知る場であると同時に、聴覚障害者にとっても交流や情報を得る重要な場となっています。
- 聴覚障害者関係団体が連携して、府民や社会に具体的に、手話が言語であることの重要性や聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができることの重要性について働きかけていくことが重要であるという趣旨から規定しています。

(第2項関係)

- 聴覚障害者関係団体は、府が策定する聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものと規定しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができるための必要な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてその従業者である聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

- 本条は、聴覚障害のある顧客や従業員とのコミュニケーションに際して、事業者が必要な配慮を行うことを規定しています。

【解 説】

- 聴覚障害者は、日常生活及び社会生活を営む上で、様々なサービスの提供を受ける機会や、就労する機会がありますが、その場面においてはコミュニケーションを図ることが欠かせません。聴覚障害者が円滑にサービスの提供を受け、また、就労するには、その障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができる必要があります。そこで、事業者に対し、聴覚障害者に対し事業活動を行うとき又は従業員として雇用するときは、コミュニケーション手段について必要な配慮を行い、または、環境の整備を行うよう努めるものと規定しています。
- 対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者です。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

(第1項関係)

- 事業者が、聴覚障害のある顧客とのコミュニケーションの際に、聴覚障害の特性に応じて、手話や筆談、口話等必要な配慮を行い、様々なサービスを円滑に受けられるよう努めることを規定しています。

(第2項関係)

- 雇用者である事業者が、聴覚障害のある従業者とのコミュニケーションのための環境整備について規定しています。雇用者は、従業員と継続的な関係であることから、環境整備に踏み込んだ規定としています。

【参 考】

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）（抜粋）

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（第 3 項関係）

- 事業者は、府が策定する聞こえの共生社会推進施策に協力するものと規定していません。

(社会福祉を目的とする事業を営業者の役割)

第7条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、基本理念にのっとり、その提供する福祉サービスについて、当該福祉サービスを利用する聴覚障害者及びその保護者、後見人その他の関係者の意向を十分に尊重し、かつ、当該聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の使用に配慮して、提供するよう努めるものとする。

【趣 旨】

- 福祉サービス（障害福祉サービス、介護保険サービス等）を提供する場合において、コミュニケーション手段の使用への配慮について規定しています。

【解 説】

- 福祉サービスについては、聴覚障害者の暮らしに密接に関わっていることから、第6条とは別に、社会福祉を目的とする事業を営業者の役割について規定しています。
- ここでいう福祉サービスとは、障害福祉サービスに限らず、社会福祉法第3条の基本理念に基づき行われる福祉サービスを広く指しています。
- 具体的には、サービス利用に係る相談の際に手話通訳、要約筆記等を利用することやサービス提供の際にスタッフ等が手話や筆談で対応すること等の配慮を行うよう努めることが必要です。

(学校等の役割)

第8条 聴覚障害者である乳幼児、児童、生徒又は学生（以下この条において「聴覚障害児等」という。）が入所、就園、就学又は在学をしている学校等においては、基本理念にのっとり、当該聴覚障害児等の教育又は保育に関わる教員等に対して当該聴覚障害児等の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能を習得するための研修の機会の確保その他の措置を講じるよう努めるとともに、当該学校等における当該障害の特性に応じたコミュニケーション手段の使用に係る当該聴覚障害児等及びその保護者からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 学校等（学校教育法第1条に規定する幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所を除く。）においては、基本理念にのっとり、手話が言語であること及び聴覚障害者とその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができることの重要性について、その児童、生徒又は学生の理解を深めるため、必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

【趣 旨】

- 本条は、学校等の役割を規定しています。

【解 説】

(第1項関係)

- 聴覚障害児等に対する特別支援教育としては、特別支援学校（聾学校等）のほか、特別支援学級（難聴学級等）、通常の学級や教育機関で必要に応じた配慮（通級による指導等も含む）を受けながら教育を受ける場合があります。

<聴覚障害児等に対する特別支援教育>

特別支援教育の場	特徴	聴覚障害児に対する教育
特別支援学校	障害種別に応じた専門的な教育を提供	聾学校 等
小学校・中学校・高等学校の特別支援学級	居住地に近い学校で、障害に配慮した教育機会の提供	難聴学級 等
小学校・中学校・高等学校の通常の学級		通級による指導 等

- また、保育園、幼稚園、大学等でも聴覚障害児等が在籍する場合があります。
- この条項では、聴覚障害児等が在籍する学校等で聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を適切に利用できるよう教員等に対する研修の機会の確保や、保護者等への相談や情報提供等を行うよう努めるものと定めています。

(第2項関係)

- 聴覚障害児等の在籍にかかわらず、全ての学校等での普及・啓発を規定しています。
早い段階から聴覚障害者への理解を進めることが必要であり、全ての学校等での普及啓発を規定しています。

(障害者計画)

第9条 府は、聞こえの共生社会推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画の策定又は変更にあたっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 聞こえの共生社会推進施策についての基本的な方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する施策を実施するために必要な事項

【趣旨】

- 本条は、聞こえの共生社会推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において基本的な方針や、必要な施策について定めることを規定しています。

【解説】

- 府は、障害者基本計画に施策を位置付け、聞こえの共生社会実現に向けた施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項を定めます。

(府民の理解を深めるための措置)

第 10 条 府は、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する理解が深まるよう、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

【趣 旨】

- 本条は、一般府民に対する普及啓発について規定しています。

【解 説】

- 「聞こえの共生社会」を実現するには、一般府民が、手話の必要性や聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及びその確保について理解することから、府の義務として一般府民に対する普及啓発について規定しています。

(学習の機会の提供等)

第 11 条 府は、児童福祉法第 4 条に規定する児童であつて聴覚障害者に該当するもの及びその保護者に対し、手話を意思疎通のための手段として使用するために必要な学習の機会の提供及び当該児童の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択に関する相談の対応、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 府は、学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（聴覚障害者に対して教育を行うものに限る。次項において同じ。）において、基本理念にのっとり、当該聴覚障害者が手話を習得し、手話を使用して学習し、かつ、学校生活において手話を共通の意思疎通のための手段として使用することができる教育環境の整備を進めるものとする。

3 府は、特別支援学校において前項の整備を推進するため、手話に精通している教員の育成及び確保に努めるとともに、当該特別支援学校の教員に対して手話に関する知識及び技能を習得するための研修の機会の確保その他の措置を講じるものとする。

【趣 旨】

- 第 1 項から第 3 項までは、聴覚障害児等に対する療育や聾学校での教育の場面での手話やコミュニケーション手段の習得について規定するものです。

【解 説】

(第 1 項関係)

- 聴覚障害児等の 90% は聞こえる両親から生まれると言われていています。保護者の不安を軽減し、円滑なコミュニケーション関係を構築するために、就学前のできるだけ早期から、聴覚障害児等とその保護者に対して手話や聴覚障害に対する適切な情報提供や相談を行う必要があることから、本項を設けています。
- また、言語は、本来自然に習得されるものですが、保護者等に聴覚障害がなく手話を使えない場合は、手話を自然に習得できず、言語の習得やコミュニケーションに支障を生ずる可能性があるため、保護者に対しても手話を学習する機会を提供する必要があることから特に規定を設けています。

(第 2 項関係)

- 聴覚障害児を対象とした特別支援学校（聾学校）において、以下のような教育環境の整備を進めることを規定しています。
 - ・子どもたちが手話を自然に身につけられたり、学んだりできる環境
 - ・子どもたちが手話を使って学習したり、教育を受けたりできる環境
 - ・子どもたち同士が手話でコミュニケーションができる環境

- なお、第8条において、学校等（聾学校を含みます。）の役割として、聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を適切に利用できるよう、教員等に対する研修の機会の確保や保護者等への相談や情報提供等を行うことを規定しており、障害の特性や本人及び保護者の意思を尊重し、手話を含む様々なコミュニケーション手段を活用していくことが必要です。

（第3項関係）

- 第2項で規定する聾学校における教育環境の整備を進めていくために、手話に通じた教員の育成や確保、教員への研修について規定しています。

（学習の機会の提供等）

- 4 府は、難聴者、中途失聴者その他手話を意思疎通のための手段として使用することを必要とする聴覚障害者に対し、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、手話を意思疎通のための手段として使用するために必要な学習の機会の提供、情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 5 府は、盲ろう者その他聴覚障害者であって聴覚以外の機能の障害のあるものがその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を習得することができるよう、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

- 第4項及び第5項において、難聴者や中途失聴者の手話学習機会の提供と盲ろう者等ろう重複障害者のコミュニケーション手段の習得のための支援について規定しています。

【解 説】

（第4項関係）

- ろう者が手話を使用しているのに対して、中途失聴者や難聴者（高齢になって聴力が低下した人や身体障害者手帳を持たない中軽度の聴覚障害者、インテグレート教育（障害のある子どもを普通学級で教育すること）を受けてきた聴覚障害者等を含む）は、補聴器や人工内耳を装着することにより聴覚を補完したり、筆談・要約筆記等のコミュニケーション手段を利用したりしてコミュニケーションを行っています。
- 一方で、こうした方々についても、日常のコミュニケーションにおいては手話が有効であり、手話や要約筆記、筆談等のコミュニケーション手段を場面に応じて利用することで社会参加が進むことが期待されるため、本項で手話を学習する機会の提供につ

いて規定しています。

(第5項関係)

- 盲ろう者等聴覚とその他の障害がある方については、聴覚障害の程度や失聴時期、重複する障害の種別や程度等に応じたコミュニケーション手段を習得できるよう必要な支援を行っていくことを規定しています。

(コミュニケーション手段を使用した府政情報の提供等)

第12条 府は、聴覚障害者が円滑に府政に関する情報を取得することができるよう、コミュニケーション手段を使用して情報を提供するよう努めるものとする。

2 府は、その事務又は事業を行うに当たり、聴覚障害者から現にコミュニケーション手段を必要としている旨の意思の表明(当該聴覚障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該聴覚障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該聴覚障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用して当該事務又は事業の実施に努めるものとする。

3 府は、災害その他非常の事態の場合に聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して聴覚障害者に対しその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用して必要な情報の提供その他の支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

4 府は、その職員に対し、言語としての手話及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する研修の機会を確保するよう努めるとともに、この条例の趣旨及び基本理念の理解を深めるために必要な措置を講じるものとする。

【趣 旨】

- 本条では、「聞こえの共生社会」実現のため、聴覚障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、様々な情報を取得することができるよう、府政情報の提供等について規定しています。

【解 説】

(第1項関係)

- 府政情報における、一般的な情報提供についてのコミュニケーション手段の使用について、府の努力義務を規定しています。

(第2項関係)

- 聴覚障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用することができるよう、府の事務事業において実施する府の努力義務を規定しています。

(第3項関係)

- 災害時の情報提供体制の整備について、府の努力義務を規定しています。
特に、災害時等緊急時の命にかかわる場面で、情報・コミュニケーション保障が十分に行われていない状況が報告されることもあり、関係職員への理解普及や避難所等での情報伝達方法の確保が必要であると考えられます。

【参 考】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抜粋）

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条 略

- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

（第4項関係）

- 府職員（京都府警、京都府教育委員会等含む）に対する研修について府の義務を規定しています。

これは、聴覚障害のある府民への対応や府の施策立案に際して、手話のできる職員や多様なコミュニケーション手段に理解のある職員を配置・育成する必要があることから規定しています。

(情報の提供等)

第 13 条 府は、事業者及び学校等における聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関する取組を支援するため、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、聴覚障害者である観光旅行者その他の滞在者が安心して滞在することができるよう、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に必要な施策の実施に努めるものとする。

【趣 旨】

- 本条は、府が聴覚障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関して必要な措置を講じることを規定しています。

【解 説】

(第 1 項関係)

- 聴覚障害者のための取組を行う者に対して支援を行うことについて、府が情報提供等必要な措置を講じることを規定しています。

(第 2 項関係)

- 京都が日本有数の観光地であることに鑑み、聴覚障害のある観光旅行者のコミュニケーション手段選択のための施策について、府の努力義務を規定しています。

(人材の確保等)

第 14 条 府は、ろう者、難聴者及び中途失聴者が地域社会において安心して生活することができるよう、聴覚障害者関係団体及び市町村、大学その他の関係機関との適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下、手話通訳者及び要約筆記者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条の 2 第 2 項に規定する手話通訳等を行う者をいう。）の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を実施するものとする。

2 府は、盲ろう者が地域社会において安心して生活することができるよう、聴覚障害者関係団体及び市町村、大学その他の関係機関との適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下、触手話その他の盲ろう者の意思疎通のための手段を使用して盲ろう者を支援する者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を実施するものとする。

【趣 旨】

- 聴覚障害者の意思疎通を支援する人材（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）の養成・確保について、府の義務を規定しています。

【解 説】

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」において、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員は、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者として都道府県で養成することとされています。

【参 考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（抜粋）

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 略

- 支援者の高齢化が進んでおり、聴覚障害者関係団体及び市町村、大学その他の関係機関との適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下、積極的に人材養成を行う必要があることから本条を規定しています。

(調査研究の推進)

第 15 条 府は、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

【趣 旨】

- 本条は、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保のために、調査研究の推進、情報の収集、整理、分析やそれらの提供を行うことを規定しています。

(財政上の措置)

第 16 条 府は、聞こえの共生社会推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

【趣 旨】

- 聞こえの共生社会推進の施策の実施に要する費用を確保する必要があることから、府において必要な財政上の措置を講じることを規定したものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

- この条例の施行期日を規定しています。

【解 説】

- この条例の施行期日については、公布の日からであることを規定しています。
- この条例は、平成30年3月12日に公布されました。

言語としての手話の普及を進めるとともに 聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例

条例の目的

① 言語としての手話の普及
② 聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション
手段を選択する機会の確保

↑
「聞こえの共生社会」の実現

基本理念

全ての聴覚障害者が、基本的人権を享有する個人として尊厳が豊んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを確認した上で、「聞こえの共生社会」推進するにあたっての基本的な考え方を定めています。

- (1) 手話が言語であるとの認識のもと、言語としての手話の普及を行うこと
- (2) 聴覚障害者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、コミュニケーション手段についての選択の機会などが確保されること

関係者の責務・役割

- ① 府の責務
 - ・ 施策の総合的・計画的実施
 - ・ 関係者との連携・協働
- ② 府民の役割
- ③ 聴覚障害者関係団体（当事者団体、手話サークル、要約筆記サークル、その他支援団体）の役割
- ④ 事業者（サービス提供者、雇用主）の役割
- ⑤ 社会福祉を目的とする事業を営む者の役割
- ⑥ 学校等（聴覚障害児等が在籍する学校等、一般の学校等）の役割

基本的な施策の方向性

- ① 府民の理解を深めるための取組
 - 府民や事業者に対する周知・啓発
- ② 聴覚障害児等が手話を身につける機会の提供
 - 聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援
 - 異学校における手話での教育環境の整備
- ③ 手話習得やコミュニケーション手段学習の機会の提供
 - 難聴者や中途失聴者への手話習得機会の提供
 - 手話以外のコミュニケーション手段習得の機会の提供
- ④ 環境の整備
 - 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員等の養成
- ⑤ 府政での対応
 - 職員研修の実施、府政におけるコミュニケーション手段を使用した情報提供、事業実施等

施行日：平成30年3月12日